

食品表示法 相談窓口		
前橋市内事業者	前橋市保健所 衛生検査課	電話 027-220-5778 FAX 027-223-8835
前橋市・高崎市以外の 県内事業者	群馬県 食品・生活衛生課 最寄りの保健福祉事務所	電話 027-226-2421, 2425
高崎市内事業者	高崎市保健所 生活衛生課	電話 027-381-6116
消費者庁 食品表示企画課		電話 03-3507-8800 (大代表)

参考

- ・食品表示法・関係通知や食品表示に関するパンフレット・Q&A・ガイドライン等の情報については下記の消費者庁ホームページでご確認ください。

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

表示を印刷する前や、原材料等に変更があったときは、もう一度よく表示内容を確認しましょう！



食品表示法以外の表示相談について

相談内容	関係法令	部署名
内容量や計量に関する表示	計量法	経済産業省 産業技術環境局 計量行政室
商品のサービスの誇大な 広告表示	景品表示法	群馬県 食品・生活衛生課
医薬品的効能効果等に 係る表示および広告	医薬品医療機器等法	前橋市 保健総務課
J A S規格・有機食品 の表示	J A S法	関東農政局 群馬県拠点
米・米加工品の産地伝 達に関する表示	米トレーサビリティ法	群馬県 食品・生活衛生課
お酒の表示	酒税法	前橋税務署
牛肉の識別番号	牛肉トレーサビリティ法	関東農政局 群馬県拠点